

平成 20 年度第 4 回札幌市入札等監理分科会の審議概要

平成 21 年 1 月 16 日（金）14 時 30 分～16 時 30 分
札幌市役所本庁舎 18 階 第四常任委員会会議室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

平成 20 年度工事発注状況について（平成 20 年 11 月末現在）

ア 発注状況

（ア）競争入札と随意契約の発注状況

（イ）入札方式別の発注状況

イ 落札率の推移

（ア）平均落札率、契約金額及び入札件数の推移

（イ）工種（等級）・業種別落札率

ウ 工事のくじ引き入札及び失格者発生状況

エ 業務の落札率の推移・くじ引き入札発生状況

地域建設業経営強化融資制度について

4 抽出工事の決定・審議

以下の工事について、入札経緯等の審議を行った。

市立札幌病院MRI室改修工事

八軒あすとぴあ南公園造成工事

国庫補助事業1級河川篠路拓北川改修工事

南区役所受変電設備更新工事

5 質疑応答

平成 20 年度工事等発注状況について（平成 20 年 11 月末現在）

（委員） 設計等の業務について、契約件数が減っているにもかかわらず、契約金額が増加しているのはなぜか。

（事務局） 平成 20 年度は、平成 19 年度には無かった高額な設計業務が 4 件あったため、契約金額が増加している。

（委員） 工事は指名競争入札の割合が大幅に減り、一般競争入札の割合が増えているが、設計等の業務は、指名競争入札と一般競争入札の割合にそれほど変化が無いのはなぜか。

（事務局） 一般競争入札の対象範囲は、工事については平成 19 年 9 月までは 5,000 万円以上としていたが、平成 19 年 10 月からは 1,000 万円以上とした。これにより一般競争入札の対象が多くなり、割合が増加した。設計等の業務

の対象範囲については、平成 19 年 9 月までは 3,000 万円以上としていたが、平成 19 年 10 月からは 1,000 万円以上とした。しかし、1,000 万円以上の設計等の業務は対象が少ないため、割合としてはあまり変わっていない。

なお、平成 20 年 10 月からは、250 万円超の工事と 100 万円超の業務について、一般競争入札の対象とした。

- (委員) 工事の発注額が減っているのは事実であり、また、業者の競争も激化しているという印象を受ける。
- (事務局) ピークであった 10 年位前と比べると、発注高が大幅に減っているにもかかわらず、業者数はそれほど減っていない。需給ギャップによって過大な競争が生じていると言える。

地域建設業経営強化融資制度について

- (委員) 工事が未完成の部分についても融資が可能ということだが、工事完成前に業者が倒産した場合のリスクは誰が負うのか。
- (事務局) 工事完成前に業者が倒産した場合、札幌市は工事が完成した部分まで請負代金を支払えば足りるので、融資のリスクは負わない。この場合、工事の出来高を超える部分については、保証事業会社が債務保証を行うことになる。
- (委員) 利息は発生するのか。
- (事務局) 2%～4%の、低利の利息が発生する。
- (委員) 保証事業会社というのは、具体的にはどの会社か。
- (事務局) 北海道建設業信用保証株式会社という、法律に基づき設立された会社が該当する。また、債権譲渡先になる一定の民間事業者は、北海道建設業信用保証株式会社の子会社の、北保証サービス株式会社が該当する。
- (委員) 債務保証にあたり、保証料は業者の業績等により変動するのか。
- (事務局) 業者の査定により変動する。
- (委員) 融資期間が 1 年を超えることはないのか。
- (事務局) 1 年を超えることはない。ただし、複数年度に渡る工事については、現在は最終年度のみを対象としているが、年度にかかわらず 1 年以内を対象とすることで検討中である。
- (委員) 融資金額に上限はあるのか。
- (事務局) 上限はない。札幌市では、高いもので約 5,000 万円の工事について債権譲渡を承諾した実績がある。
- (委員) この制度は今後も継続して適用されることになるのか。
- (事務局) 平成 23 年 3 月までである。ただし、それ以降は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度」が類似の制度として適用されるものと考えられる。

抽出工事の決定・審議

ア 市立札幌病院MRI室他改修工事

(事務局) 入札参加条件は十分競争性が働くものと考えていたが、工事の困難性、特殊性により結果的に参加者が1者しかなかったことは、今後の検討課題である。

参加者が1者で、予定価格が事前公表されていることから落札率が高くなったが、平成21年度から導入される電子入札では、参加者は自分以外に何者参加しているか分からないため、高落札率にはならないと予想される。

告示から入札までは標準的なスケジュールで事務処理を行ったが、その後の資格審査委員会を、一部の委員の急用により緊急で持回り審議とした。このことは、入札参加者が1者であったこととは関係無い。

(委員) この工事の入札のように、高い落札率になった要因を事後的に検証するシステムはあるか。

(事務局) 今はそのようなシステムは無いが、研究中である。

イ 八軒あすとぴあ南公園造成工事

(事務局) 入札参加者が少なかったことについて、同工種、同格付の他工事と比較したが、入札参加条件の影響ではないことが確認できた。

一般競争入札に不慣れな業者が入札参加を敬遠したこと、予定価格が1,000万円未満で、業者にとってうまみが少なかったのではないかということ、秋口に発注した工事であるため、他の工事との兼ね合いで従事できる技術者が足りずに入札に参加できなかったのではないかということ等の原因が考えられる。

(委員) 一般競争入札の場合、うまみの少ない工事だと業者が参加しないということが起こり得る。また、入札参加が増えるように、発注時期も考慮する必要があるのではないか。

(事務局) 冬期間の工事については、除雪や養生が必要になるため、どうしても予定価格が高くなる。一方で、労働者にとっては冬期間の仕事も必要であるため、ある程度の数の工事を発注したいと考えている。そういう中で、バランスを取っていかなければいけないと考えている。

(委員) 入札参加資格にある施工実績はどのように決められているのか。

(事務局) 実際に行う工事の面積に応じて決めている。面積についての条件は低めの設定にしている。しかし、札幌市発注の工事についての実績を求めているため、この点について検討の余地があると考えている。

ウ 国庫補助事業1級河川篠路拓北川改修工事

(委員) くじ引き対策による最低制限価格を、業者はどのように予測するのか。

(事務局) 最低制限価格を計算したうえで、その1%以内で読んでいる。

(委員) この事例は、工事費を積算しなくても正確な最低制限価格がわかってしまう例ではないか。だとすれば、最低制限価格の決定の仕方を変更する必要もあるのではないか。

(事務局) 必ずしも業者が工事費を積算していないとは考えていないが、積算に必要な単価等はほとんど公表されているので、最低制限価格を正確に計算することは可能である。ただし、プラント系の工事によくある見積が必要なものについては、この限りではない。

実際に業者が入札した価格が市中価格とも考えられるため、これを参考にして、入札額の平均の何割を最低制限価格とするとしている自治体もある。札幌市では、このような方法についても研究を進めている。

エ 南区役所受変電設備更新工事

(委員) 応札額を見ると、落札業者の工事に対する意気込がうかがえる。

評価点については、項目毎に重みに差をつけているが、項目によっては全ての業者が0点となっているものもあり、あまり機能していない部分もある。

この工事については特別簡易型の総合評価落札方式を実施したということだが、特別簡易型以外のやり方もあるのか。

(事務局) 簡易型の総合評価落札方式もある。

(委員) 総合評価落札方式導入については国の意向もあり、地方公共団体で導入しているが、評価項目は札幌市独自の項目か。

(事務局) 札幌市独自の項目である。

(委員) 通常の制限付一般競争入札に比べ、総合評価落札方式は事務処理が大幅に増加するということが、安くて品質の良い工事ができるのであれば、市民の立場としては可能な限り件数を増やしてほしい。

(事務局) 入札等監理委員会の平成19年度の意見書でも総合評価落札方式の拡充について提言があり、平成20年度は大幅に件数を増やした。しかし、事務処理についての物理的な問題もあり、これ以上の増加は困難なため、平成21年度は平成20年度と同程度の件数を考えている。

(委員) 技術評価点が低くても、最終的には安い金額で応札した業者が落札することになるのではないか。

(事務局) 件数は少ないが、一番安い応札をした業者以外が、高い技術評価点で落札する事例がある。

(委員) 総合評価点の計算式は、基本的には応札額が大きく影響するが、応札額が接近している場合には、技術点が高い業者が落札することもある。

(事務局) 総合評価落札方式の場合、最低制限価格を設けず低入札調査基準価格を設けるため、どうしても落札したい業者は安い金額で応札し、激しい価格競争が行われることがある。

(委員) 低入札価格調査を行った後の検査はどうなっているか。

(事務局) 国では、低入札価格調査を行った案件は工事評定点が低いという結果が出ている。

しかし、札幌市では中間検査、臨時検査等の検査を多く実施しているため、結果的には評価点は高くなっている。

- (事務局) 平成20年の第4回定例市議会において、一番安く応札した業者が落札できない逆転現象について、質問を受けた事例があった。
- (委員) いろいろな工事があるが、評価項目は一律なのか。
- (事務局) 工事に応じて変化する。
ISO14000シリーズについては、札幌市が環境首都宣言をしているので、環境に優しい工事を目指すということで評価項目としている。

平成20年度札幌市入札・契約等審議委員会の意見書について

- (委員) 意見書の中の大きな項目として、5つの項目を提案する。
適切な競争の促進について
公共工事における品質確保の促進について
予定価格の公表時期について
くじ引きとそれに伴う失格者への対応について
不正防止の取り組みについて
- (委員) のくじ引き対策について、「変動性最低制限価格の研究」等、具体的な話を盛り込んだほうが良いのではないかと。
- (委員) の不正防止取り組みについて、倫理要綱等をきちんと機能させるということ提言するのが良いのではないかと。
- (事務局) 市民から疑惑を持たれない仕組みが必要であると考えている。総務局においては、正式決定ではないが、コンプライアンス推進を担当する課の新設について検討、調整中と聞いている。
札幌市には、既に「札幌市不当要求行為等に関する対策要綱」、「札幌市職員の公益通報に関する要綱」及び「札幌市サービス管理員設置要綱」という3つの要綱があるが、運用面まで含めて考えると、十分機能しているとは言えない。
基本的には総務局の所管事務として進んでいるので、動向を見守りたい。
- (委員) 入札等監理分科会は、入札談合等関与行為について個別に議論する立場ではなく、どのような不正防止の対策、予防措置をするべきかについて意見を言う立場である。
ただ、参考の情報として、第三者委員会の現時点での活動について報告してほしい。
- (事務局) 公正取引委員会からの資料提供が平成20年12月と遅れたため、平成20年中に予定していた中間報告はできなかったが、年度末までに報告書を出すというスケジュールに変更はないと把握している。
- (委員) 今後も第三者委員会から何か発信されれば、報告してほしい。

以上